１　15歳未満の患者の場合　282点
２　15歳以上の患者の場合　192点

Ｊ０２７　高気圧酸素治療（１日につき）
１　減圧症又は空気塞栓に対するもの　5,000点
２　その他のもの　3,000点
注　１については、高気圧酸素治療の実施時間が５時間を超えた場合には、30分又はその端数を増すごとに、長時間加算として、500点を所定点数に加算する。ただし、3,000点を限度として加算する。

Ｊ０２８　インキュベーター（１日につき）　120点
注　使用した精製水の費用及びインキュベーターと同時に行った酸素吸入の費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ０２９　鉄の肺（１日につき）　260点
Ｊ０２９－２　減圧タンク療法　260点
Ｊ０３０　食道ブジー法　120点
Ｊ０３１　直腸ブジー法　120点
Ｊ０３２　肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）　150点
Ｊ０３３　削除
Ｊ０３４　イレウス用ロングチューブ挿入法　610点
Ｊ０３４－２　経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術　180点
Ｊ０３４－３　内視鏡的結腸軸捻転解除術（一連につき）　5,360点
Ｊ０３５　削除
Ｊ０３６　非還納性ヘルニア徒手整復法　290点
注　新生児又は３歳未満の乳幼児の場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、それぞれ110点又は55点を加算する。
Ｊ０３７　痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）　290点
Ｊ０３８　人工腎臓（１日につき）
１　慢性維持透析を行った場合１
イ　４時間未満の場合　1,980点
ロ　４時間以上５時間未満の場合　2,140点
ハ　５時間以上の場合　2,275点
２　慢性維持透析を行った場合２
イ　４時間未満の場合　1,940点
ロ　４時間以上５時間未満の場合　2,100点
ハ　５時間以上の場合　2,230点
３　慢性維持透析を行った場合３
イ　４時間未満の場合　1,900点
ロ　４時間以上５時間未満の場合　2,055点
ハ　５時間以上の場合　2,185点
４　その他の場合　1,580点
注１　入院中の患者以外の患者に対して、午後５時以降に開始した場合若しくは午後９時以降に終了した場合又は休日に行った場合は、時間外・休日加算として、380点を所定点数に加算する。
２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、導入期加算として、導入期１月に限り１日につき、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。
イ　導入期加算１　300点
ロ　導入期加算２　400点
３　著しく人工腎臓が困難な障害者等に対して行った場合は、障害者等加算として、１日につき140点を加算する。
４　カニュレーション料を含むものとする。
５　区分番号Ｃ１０２に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理料又は区分番号Ｃ１０２－２に掲げる在宅血液透析指導管理料を算定している患者に対して行った場合には、週１回（在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者にあっては、区分番号Ｊ０４２に掲げる腹膜灌流（１に限る。）の実施回数と併せて週１回）に限り算定する。
６　１から３までの場合にあっては、透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水及び別に厚生労働大臣が定める注射薬の費用は所定点数に含まれるものとする。
７　人工腎臓を夜間に開始し、午前０時以降に終了した場合は、１日として算定する。
８　区分番号Ｊ０３８－２に掲げる持続緩徐式血液濾過の実施回数と併せて１月に14回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者にあってはこの限りでない。
９　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、透析液水質確保加算として、所定点数に10点を加算する。
10　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、人工腎臓を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、療養上必要な指導管理を行った場合には、下肢末梢動脈疾患指導管理加算として、月１回に限り所定点数に100点を加算する。
11　通常の人工腎臓では管理が困難な兆候を有する患者に対して、６時間以上の人工腎臓を行った場合には、長時間加算として、１回につき150点を加算する。
12　１及び２については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
13　１から３までについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において慢性維持透析濾過（複雑なものに限る。）を行った場合には、慢性維持透析濾過加算として、所定点数に50点を加算する。

Ｊ０３８－２　持続緩徐式血液濾過（１日につき）　1,990点
注１　入院中の患者以外の患者に対して、午後５時以降に開始した場合若しくは午後９時以降に終了した場合又は休日に行った場合は、時間外・休日加算として、300点を所定点数に加算する。
２　著しく持続緩徐式血液濾過が困難な障害者等に対して行った場合は、障害者等加算として、１日につき120点を加算する。
３　持続緩徐式血液濾過を夜間に開始し、午前０時以降に終了した場合は、１日として算定する。
４　区分番号Ｊ０３８に掲げる人工腎臓の実施回数と併せて１月に14回に限り算定する。ただし、区分番号Ｊ０３８に掲げる人工腎臓の注８に規定する別に厚生労働大臣が定める患者にあってはこの限りでない。

Ｊ０３９　血漿交換療法（１日につき）　4,200点
注　血漿交換療法を夜間に開始し、午前０時以降に終了した場合は、１日として算定する。

Ｊ０４０　局所灌流（１日につき）
１　悪性腫瘍に対するもの　4,300点
２　骨膜・骨髄炎に対するもの　1,700点
注　局所灌流を夜間に開始し、午前０時以降に終了した場合は、１日として算定する。

Ｊ０４１　吸着式血液浄化法（１日につき）　2,000点